

令和6年度部活動指導員任用事業実施要領

山梨県教育委員会

部活動指導員任用事業費補助金交付要綱第20条の規定に基づき、公立中学校を対象とした部活動指導員任用事業の実施について必要な事項を本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

公立中学校において、市町村（市町村の一部事務組合を含む。）が多様な地域人材を部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年省令第11号）第78条の2に規定されている部活動指導員をいう。以下同じ。）として配置し、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（市町村の一部事務組合を含む。）（以下「補助事業者」という。）教育委員会とする。

3 事業内容

本事業では、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ることを目的として、補助事業者が部活動指導員を公立中学校に配置することができる。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、教育長が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、補助金交付申請書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた補助事業者は、教育長が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 補助対象経費

県は、上記2から5の要件を満たす、補助事業者が部活動指導員を会計年度任用職員等として任用する事業に対して補助するものとする。ただし、同一の学校において、同一の部活動への部活動指導員の配置が5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない。

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費は、報酬及び交通費とする。ただし、会議・研修の出席や地域人材の採用事務にかかる経費など、学校教育活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、県による他の事業や補助事業者が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

(3) 本事業費の積算方法

- ① 部活動指導員が勤務した、年210時間以内とする。
- ② 部活動指導員の勤務や活動に対する報酬は、補助事業者の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えないが、1時間当たりの単価は、1,600円を上限とする。なお、報酬、賃金が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。
- ③ 交通費は、交通手段が車で、通勤距離が片道10kmを超える部活動指導員に対して、県職員旅費条例に準じ、1kmにつき37円以内とし、年2,270kmを上限とする。ただし、補助事業者が人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している場合に限る。

7 部活動指導員の職務及び資格として考えられる要件

(1) 職務

- ① 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。
- ② 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員がおかれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。
 - ・技術指導
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・部活動の管理運営（会計管理等）
 - ・保護者等への連絡
 - ・年間・月間指導計画の作成
 - ・生徒指導に係る対応
 - ・事故が発生した場合の現場対応

(2) 資格として考えられる要件

- ① 教員免許を所有していること。
- ② 日本スポーツ協会等（中央競技団体）認定の指導者資格を所有していること。
- ③ 当該部活動の技術指導に堪能で、20歳以上であること。
- ④ 公務員（常勤の地方公務員を含む）以外の者。（市町村等が任用する会計年度任用職員は可）
- ⑤ 当該学校長が、指導者としてふさわしい人格を有していると判断した者。
（多様な地域人材を活用する）

8 その他

- (1) 本事業は、スポーツ庁の地方スポーツ振興費補助金及び文化庁の文化芸術振興費補助金を活用して実施する。
- (2) 地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。
- (3) 補助事業者が、設置する中学校全体で、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県が令和5年12月に策定した「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、（以下「やまなし総合的なガイドライン」という）を遵守していること。また、部活動指導員を配置する部活動に限らず、中学校全体においても、部活動ガイドラインを遵守すること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。
- (5) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。（生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。）
- (6) 本事業終了後も、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現に向けて取り組むこと。
- (7) 本事業の実施に当たっては、補助事業者が設置する全ての学校において客観的な在校等時間の把握を行うことを前提とすること。
- (8) この要領に定めのない事項については、協議にて決定する。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。